

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とする  
ガイドライン」の改訂案に対する意見

氏名	一般社団法人電子情報技術産業協会
御意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所 全般</li><li>・ 意見内容 本ガイドラインは、民間事業者に対する指針の一つに位置づけられ、「望ましい」として例示的に記載されている項目については、全項目の遵守を義務付けるものではないことを、引き続き明確にして頂きたい。 今後とも、経済活動において不可欠な、自由な情報流通を図りつつ、情報セキュリティ対策によって個人情報を守るべきであるとの考え方を推進いただきたい。</li><li>・ 理由 個人情報の処理に関する委託、再委託及び安全管理措置その他の関連事項については、民間事業者が個別の契約や内部規則等において創意工夫を凝らしており、そうした民間の努力が奨励されるべき分野と考える。技術の発展に伴い、個人情報保護のセキュリティ対策も多様化するので、画一的な処理・規定は、かえって個人情報保護の目的に沿わないと考える。</li></ul>

・ 該当箇所

2-2-2 個人情報の取得関係（法第17条～第18条関係）

・ 意見内容

個人情報の第三者提供に関し、提供元においても、取得経緯を適切に保存し、提供先から求めがあった場合に提出することを記載していただきたい。

・ 理由

改正案において、望ましい事例として、個人情報の第三者提供を受ける事業者の取得経緯の確認が定められているが、この確認措置の実効性を担保するためには、提供元の協力が欠かせない。したがって、提供元においても取得経緯の保存・提供が必要であることを追加すべきと考える。

・ 該当箇所

2-2-3-2 安全管理措置（法第20条関連）

個人情報取り扱い事業者は、・・・その際には、特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

・ 意見内容

改正案において追加された「特に、中小企業者（中小企業基本法～以下同じ。）においては」を、削除していただきたい。

・ 理由

個人情報の保護レベルは、本来その内容（個人データの性質及び量）や利用方法（事業の実態等）に従って決定されるべきものであり、取り扱う事業者自身の規模の大きさを基準にすべきではないと考える。

・ 該当箇所

2-2-3-2 安全管理措置（法第 20 条関連）

**組織的安全管理措置**

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

①「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・ 個人データの取扱いを総括する専門部署の設置、及び・・・「管理委員会」の設置

・ 意見内容

「専門」の文言を削除し、「及び」を「又は」に変更していただきたい。

・ 理由

「専門部署」とは“専ら従事している部署、と解釈されうるが、個人情報を取り扱う全ての事業者に対し、個人データの取扱いを総括することのみを業務とする部署の設置を義務付けることは現実的ではない。企業規模や事業内容によって柔軟に対応すべきであり、「個人データの取扱いを総括する部署の設置」の表現が妥当と考える。また、個人データの適切な取扱体制として、総括する部署を設ける場合、管理委員会の設置を併せて行う必要はないと考えられるので、「及び」ではなく「又は」の方が妥当と考える。

・ 該当箇所

2-2-3-2 安全管理措置（法第 20 条関連）

**物理的安全管理措置**

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の提示】

①「入退館（室）管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・ 入退館（室）の記録の保存

・ 意見内容

他の項目では「記録」ととどめており、本項目においても他と表現を合わせて「の保存」の字句は、削除していただきたい。

・ 理由

「記録」は、一般に必要な期間保存するものと解釈され、本ガイドラインの他の項目では「記録」の表記にとどめている。（例：「付与した権限の記録」「個人データのアクセスの記録」等）。入退室のみ「記録の保存」と表記すべき必然性が不明確であるため、他の項目と表現を合わせるべきと考える。

・ 該当箇所

2-2-3-2 安全管理措置（法第 20 条関連）

物理的安全管理措置

②「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・ 入退館（室）の際における業務上許可を得ていない記録機能を持つ媒体及び機器の持ち込み及び持ち出しの禁止と検査の実施

・ 意見内容

末尾の「検査の実施」を削除していただきたい。

・ 理由

入退室の際に、媒体や機器の「検査の実施」を一律に要求することは、実施方法によっては、従業員のプライバシー侵害にもなり得る上、情報セキュリティ上望まれる「検査」とは、どの程度を想定しているのかも不明である。企業にとって混乱を招きかねず、また必要以上の負担を強いられかねないため、「検査の実施」については削除していただきたい。

「検査の実施」を残す場合には、どのような場面で実施すべき事項なのかを明確にすべきと考える。（例えば、サーバセンターの入退館時等）

・ 該当箇所

2-2-3-3 従業員の監督（法第 21 条関連）

個人情報取り扱い事業者は、・・・必要かつ適切な措置を講じるものとする。また、特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

・ 意見内容

改正案において追加された「特に、中小企業者（中小企業基本法～以下同じ。）においては」を、削除していただきたい。

・ 理由

個人情報の保護レベルは、本来その内容（個人データの性質及び量）や利用方法（事業の実態等）に従って決定されるべきものであり、取り扱う事業者自身の規模の大小を基準にすべきではないと考える。

・ 該当箇所

2-2-3-4 委託先の監督（法第 22 条関連）

なお、優越的地位にある者が委託元の場合、委託元は、委託先との責任分担を無視して、本人からの損害賠償請求に係る責務を一方的に委託先に課す、委託先からの報告や監査において過度な負担を強いるなど、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。

・ 意見内容

「優越的地位にある者が委託元の場合、」を削除し、以下の記述に修正していただきたい。

「なお、委託元は、本人からの損害賠償請求に係る責務を一方的に委託先に課す、委託先からの報告や監査において過度な負担を強いるなど、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。」

・ 理由

この記述の趣旨は、委託元の委託先に対する関係や地位にかかわらず、対応すべきことと考える。

・ 該当箇所

2-2-3-4 委託先の監督（法第 22 条関連）

③ 委託先における個人データ取扱状況の把握

・ 意見内容

個人情報の委託に関し、委託先においても、委託元からの監査・調査に協力すべきであることを記載していただきたい。

・ 理由

改正案において、望ましい事例として、委託先に対する定期的な調査の実施が定められているが、この措置の実効性を担保するためには、委託先の協力が欠かせない。したがって、委託先においても委託元からの調査への協力が必要であることを追加すべきと考える。

— 以 上 —